

令和8年度

板橋区児童支援補助員（会計年度任用職員）採用選考案内

この採用選考は、板橋区子ども家庭総合支援センターで勤務していただく児童支援補助員（会計年度任用職員）を任用するために実施するものです。

1 採用予定数・勤務場所

採用予定数	勤務場所
若干名	板橋区子ども家庭総合支援センター

※板橋区子ども家庭総合支援センターは、児童相談所機能とこども家庭センター機能を併せ持つ施設です。

2 職務内容

- (1) 子ども家庭総合支援センターにおける夜勤業務。主に一時保護児童の生活支援及び保健衛生等の支援補助並びに通常日課に付随する補助的な業務（清掃業務を含む）。
- (2) その他上記に付随すること。

3 登録資格

次の(1)、(2)のいずれかの要件を満たす方

- (1) 児童福祉に理解と関心があり、次のアからオのいずれかに該当する者
 - ア 児童指導員の任用資格を有する者
 - イ 保育士の資格を有する者
 - ウ 社会福祉主事の任用資格を有する者
 - エ 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会学若しくは社会福祉学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - オ その他アからエに該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者
- (2) 児童福祉に理解と関心があり、上記アからウに該当するいずれかの資格取得を目的とする学校教育法に定める専修学校及び各種学校又は上記エの大学に所属している学生、その他上記アからエに該当する者と同等以上の能力を有すると認められる学生

※ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません。（詳細は最終ページ参照）

4 任用期間

採用日から令和9年3月31日まで（予定）

※条件付採用期間あり

※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ面接及び勤務実績等に基づく能力実証の結果が良好であると任命権者が認めた者については、再度任用される可能性があります（再度任用を保障するものではありません）。

5 勤務条件

(1) 報酬額

資格	日額	夜勤手当に相当する額
「3 受験資格」の(1)に該当するもの (詳細は「3 受験資格」を参照)	24,117 円	2,844 円
「3 受験資格」の(2)に該当するもの (詳細は「3 受験資格」を参照)	23,092 円	2,730 円

※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

※ 通勤に係る費用は実費を支給します。(1か月の上限額：55,000円)

※ 別途、特殊勤務手当に相当する報酬を支給します。(日額1,470円)

※ この他に基準を満たした場合には、期末手当の支給があります。

※ 原則として翌月15日に金融機関口座に振り込みます。

(2) 勤務日 月1回以上6回以内の勤務

(3) 勤務時間 (休憩時間を除いた13時間30分勤務)

①18時00分から翌午前9時00分まで ②17時30分から翌午前8時30分まで

(4) 休憩時間 1時間30分

(5) 週休日 週休日は、勤務表(シフト表)によって、4週間ごとに定める。

(6) 休日 祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日、その他規則で定める日

(7) 休暇 年次有給休暇が設けられています。

(8) 時間外労働 なし

(9) 加入保険 なし

(10) その他勤務場所における特記事項 勤務場所は建物内・敷地内ともに禁煙

6 申込方法

〈郵送・持参〉

以下の書類をご提出ください。

(1) 「板橋区児童支援補助員(会計年度任用職員)採用選考申込書(兼履歴書)」

(2) 「課題作文」

〈オンライン〉

<https://logoform.jp/form/Rwxz/1564882> から手続きしてください。



7 登録期間

受付時から令和9年3月31日まで

※登録期間終了後の申込書は区で責任をもって廃棄いたします。

※登録期間内に採用されない場合もあります。

8 選考方法

書類審査(採用選考申込書)及び面接により、総合的に判断し、合格者を決定します。面接は、会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別に行います。

9 申込先・問い合わせ先 ※選考内容についての問い合わせには応じられません。

板橋区子ども家庭総合支援センター児童支援補助員採用担当

〒173-0001 東京都板橋区本町24番17号 【電話】03-5944-2374

※持参の場合は、板橋区子ども家庭総合支援センター1F総合受付にてお声がけください。

- 10 板橋区子ども家庭総合支援センター案内図
【交通】都営三田線「板橋本町駅」徒歩7分
東武東上線「中板橋駅」徒歩20分
国際興業バス「大和町」徒歩7分



【参考】 地方公務員法 第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません。(心身耗弱を原因とするもの以外)。